

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年12月25日

【発行者の名称】

筑波精工株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 傅 寶棻

【本店の所在の場所】

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10

【電話番号】

0285-55-0081

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 山口 成人

【担当J-Adviserの名称】

株式会社アイ・アール ジャパン

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 北村 雄一郎

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング 26階

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html

【電話番号】

03-3519-6720

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

筑波精工株式会社

<https://tsukubaseiko.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のため行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第39期（中間）	第40期（中間）	第41期（中間）	第39期	第40期
会計期間	自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	147,076	114,704	121,289	326,525	237,849
経常損失(△) (千円)	△ 21,767	△ 28,394	△ 37,832	△ 7,449	△ 45,413
当期純利益又は 中間（当期）純損失(△) (千円)	△ 40,181	△ 35,490	△ 41,125	30,013	△ 69,865
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	907,300	907,300	907,300	907,300	907,300
発行済株式総数 (株)	3,806,000	3,806,000	3,806,000	3,806,000	3,806,000
純資産額 (千円)	186,643	221,347	145,847	256,838	186,973
総資産額 (千円)	438,156	377,129	294,938	448,737	332,937
1株当たり純資産額 (円)	50.09	59.41	39.14	68.93	50.18
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり中間（当期） 純損失(△) (円)	△ 10.78	△ 9.53	△ 11.04	8.06	△ 18.75
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	-	-	-	7.00	-
自己資本比率 (%)	42.60	58.69	49.45	57.24	56.16
自己資本利益率 (%)	-	-	-	12.41	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	155.1	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 63,536	△ 50,004	△ 71,848	△ 68,043	△ 58,568
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 2,108	5,369	△ 3,425	25,360	△ 1,588
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 1,071	△ 7,068	△ 6,354	△ 3,558	△ 13,422
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	271,999	240,771	137,268	292,475	218,896
従業員数 (人)	18	18	19	19	19
〔外、平均臨時雇用者数〕	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度及び中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第39期中間会計期間、第40期中間会計期間、第40期及び第41期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
4. 第39期中間会計期間、第40期中間会計期間、第40期及び第41期中間会計期間の自己資本利益率については、中間（当期）純損失であるため記載しておりません。
5. 第39期中間会計期間、第40期中間会計期間、第40期及び第41期中間会計期間の株価収益率については、中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第39期及び第40期の財務諸表についてはあかり監査法人の監査、第39期中間会計期間、第40期中間会計期間についてはあかり監査法人の中間監査、第41期中間会計期間の中間財務諸表についてはあかり監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
19 (-)	46.3	6.5	4,570

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
 3. 当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、賃上げや雇用情勢の改善により個人消費の持ち直しが見られるものの、中国経済の減速、米国トランプ政権による関税政策、中東やロシア・ウクライナでの対立や紛争による原材料価格高騰の長期化等の影響により、依然として不透明な状況にあるといえます。

当社は、このような状況の中、国内ではAI・データセンター関連の半導体業界の景気が良い一方で、それ以外の半導体業界は、設備投資するまでに景気が回復していない状況であり、想定よりも売上を伸ばすことができませんでした。

海外では、中国の半導体メーカーと自動機ユニット及びSupporter®を販売する大口受注がありました（2025年4月15日付「大口受注に関するお知らせ」参照）。自動機ユニットについて、これまでの製作実績の積み重ねにより完成までに要する製作期間を短縮し、売上を計上することが出来ております。今後も、顧客からの短納期での要望に応えられるよう努めてまいります。

その他の状況としましては、ステージについては、半導体メーカー1社からの受注予定が一度失注となりましたが、その後改めて当社が受注することとなりました。経緯としましては、半導体メーカー1社が他社静電チャックに切り替えて採用し製造を進めておりましたが、修正できない不具合が生じたため、当社の製品に回帰してきたものです。

このように当社製品の優位性は、顧客にも改めて認知していただいたところではありますが、中国国内での需要減少等の影響もあり、予定していた受注が遅延することとなってしまいました。

この結果、当中間会計期間の売上高は121百万円（前年同期比5.7%増）、営業損失は37百万円（前年同期は26百万円の営業損失）、経常損失は37百万円（前年同期は28百万円の経常損失）、中間純損失は41百万円（前年同期は35百万円の中間純損失）となりました。

上記の結果、当中間会計期間において当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「第3 【事業の状況】 4 【事業等のリスク】（1）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ81百万円減少し、137百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は71百万円（前中間会計期間は50百万円の減少）となりました。営業活動による資金の減少の主な要因として税引前中間純損失40百万円、売上債権の増加31百万円、棚卸資産の増加5百万円及び未収還付消費税等の増加が3百万円あった一方、増加の主な要因として減損損失2百万円、仕入債務の増加6百万円及び修繕引当金の増加が1百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は3百万円（前中間会計期間は5百万円の増加）となりました。投資活動による資金の減少の要因は、有形固定資産の取得による支出3百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は6百万円（前中間会計期間は7百万円の減少）となりました。財務活動による資金の減少の要因は、長期借入金の返済による支出6百万円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)
静電界を用いた吸着システム事業 (千円)	79,047	137.6

(注) 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高	前年同期比 (%)	受注残高	前年同期比 (%)
静電界を用いた吸着システム事業 (千円)	110,443	113.7	16,152	102.6

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しております。

製品の名称	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)
Supporter® (千円)	24,526	103.9
ステージ (千円)	43,471	47.7
自動機 (千円)	53,291	-
合計 (千円)	121,289	105.7

(注) 1. 最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Suzhou Dongwu Precision Technology Co., Ltd.	25,026	21.8	-	-
巴工業株	22,300	19.4	-	-
A社 (注)	14,211	12.4	-	-
POWER PRO PTE. LTD.	13,239	11.5	-	-
KUNSHAN KODIT PRECISION INDUSTRY CO., LTD.	-	-	64,047	52.8
Emax Tech CO., LTD.	-	-	15,277	12.6
日本電計株	-	-	13,770	11.4

2. 前中間会計期間又は当中間会計期間のいずれか一方が10%未満である相手先の販売実績は、その中間会計期間の記載を省略しております。

3. A社については、静電界を用いた吸着システム事業への影響が懸念されることから、社名

の公表は控えさせていただきます。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社には前事業年度において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当中間会計期間においても当該重要事象等の解消はされていないため当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策並びに当社株式が上場されている東京証券取引所 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、当中間会計期間において、営業損失37百万円、経常損失37百万円、中間純損失41百万円を計上しており、また、以下の表に示したとおり、経常利益、営業キャッシュ・フローについて当期以前の過去7期連続して継続的なマイナスが発生しており、営業利益は当期以前の過去6期連続して継続的なマイナスが発生しております。

単位 (百万円)	営業利益又は 営業損失(△)	経常損失(△)	当期純利益又は 当期(中間)純損失(△)	営業キャッシュ・フロー
2019年3月期期末	1	△56	△62	△128
2020年3月期期末	△188	△189	△380	△156
2021年3月期期末	△90	△86	△108	△78
2022年3月期期末	△74	△73	△113	△67
2023年3月期期末	△82	△82	△91	△23
2024年3月期期末	△6	△7	30	△68
2025年3月期期末	△44	△45	△69	△58
2026年3月期中間	△37	△37	△41	△71

以上の状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績を改善し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。具体的な対応策は次のとおりであります。

① (生産部門の熟練工養成)

当社は「ファブライト」を標榜し、製品を構成する汎用的な部材を複数メーカーより調達すると共に、最終組み立て工程を社内に維持する方法で世界にオンリーワンの Supporter®の競争力を維持し、参入障壁を限りなく高く維持しています。同様に、当該組み立てに従事する従業員の技能の高度化による生産性向上と製品歩留まり改善が、製品の性能向上と利益率の改善に繋がることから、社内熟練工の養成を継続してまいります。

② (増資)

将来、需要が増えた際にその受注量に応じた生産活動のためには、設備投資は不可欠となります。技術・ビジネス面におけるシナジーを強化できるような投資先からの投資を受け、設備投資をしてまいります。

③ (自動機開発プロジェクト)

前事業年度までに進めてきた自動機開発プロジェクトについて、当中間会計期間も継続して顧客の要望に沿った形で改良を加え、常に製品を進化させております。近い将来のウェハの薄化および大量生産には、当社の自動機と Supporter®が求められる状況となりますので、更なる自動機の短納期化を進め、顧客の要望を取り込みながら様々な自動機の開発を進め業績改善に繋げてまいります。

④ (新製品の開発)

当中間会計期間においては、市場にて需要が見込まれる新製品や機能強化、低コストで製造できる新製品の完成に向けて試験研究を重ねております。今後も、顧客の要望に応えられる製品の研究開発を進め新規顧客を獲得し、業績の改善に繋げてまいります。

⑤ (営業体制の最適化)

国内外に関わらず販売後のサポート体制が不可欠であり、顧客のニーズにすぐに対応できることが信頼関係の継続につながります。当社は、現サポート体制を維持できるように必要な人材を採用・訓練し営業活動を進めてまいります。

⑥ (経費抑制)

管理部門では、業務改善やアプリケーションを用いて効率化を図り、経費の圧縮と業務適正化を実施しております。また、部材価格の値上がりなどの影響を最小限に留めるよう新たな購買先の模索や代替品の採用などを適時実施し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

⑦ (売上代金の回収)

売上代金の回収について、特に海外取引は、製品発送前に代金の大部分を入金してもらえるよう交渉し、実行しております。当該措置により代金未回収のリスクを低減し、納期の長い取引に資金繰りに窮することのないよう対応してまいります。

当社といたしましては、以上のような施策を継続的に行うことにより、将来の収支の改善と共にキャッシュ・フローも確保できると考えております。又、資金面においても十分な手元資金を確保できているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(2) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」）を締結する義務があります。本発行者情報の公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社アイ・アール・ジャパン（以下「同社」）であり、同社とのJ-Adviser契約において定める義務の履行が求められております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に問わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する1カ月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本発行者情報の提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかつたとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（イ）及び（ロ）に定める書面に基づき行うものとする。

（イ）次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

a. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合

における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

b. 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

c. 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ロ）本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（当

社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合)

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

- c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- （イ）次のa又はbに定める場合に従い、当該a又はbに定める事項に該当すること。

- a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- b. 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- （ロ）当該再建計画に次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

- a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- b. 前（イ）のaに規定する見込みがある旨及びその理由又は同bに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- （ハ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと同社が認めた場合を除く。）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（イ）から（ハ）までに掲げる場合には当該（イ）から（ハ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。）

- （イ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のa又はbに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- a. TOKYO PRO Marketの上場株券等

- b. 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- （ロ）当社が、前イに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総

会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

(ハ)当社が、前(イ)及び前(ロ)に規定する事由以外の事由により解散する場合(本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸收合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の2 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸收合併又はi からviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸收合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の(イ)又は(ロ)に該当する場合

(イ)当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

(ロ)当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、同社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑯ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑰ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合で、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない
- e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑲ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社のSupporter®をはじめとした静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しておりますが、顧客の新たなアプリケーションに対応すべく都度改良と研究開発を重ねております。顧客によっては特殊な使い方での要望事例などもあり、ウェット環境への対応等の要望に応えるべく全社一丸で解決にあたってまいりました。また、今後の売上拡大につながる12インチSupporter®の量産体制を整えるため、工程の見直しや製造技術の向上に努めてまいりました。

この結果、当中間会計期間の研究開発費は11,407千円であります

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び当該見積りに用いた仮定

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は292百万円となり、前事業年度末と比較して37百万円減少いたしました。この主な変動要因は、電子記録債権が3百万円、売掛金が31百万円、製品が5百万円、原材料が1百万円、前払費用が1百万円及び未収還付消費税等が3百万円増加した一方で、現金及び預金が81百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は2百万円となり、前事業年度末と比較して25万円減少いたしました。この主な変動要因は、差入保証金が25万円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は68百万円となり、前事業年度末と比較して17百万円増加いたしました。この主な変動要因は、電子記録債務が2百万円減少した一方で、買掛金が8百万円、1年内返済予定の長期借入金が10百万円及び前受金が2百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は80百万円となり、前事業年度末と比較して14百万円減少いたしました。この変動要因は、修繕引当金が1百万円増加した一方で、長期借入金が16百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は145百万円となり、前事業年度末に比較して41百万円減少いたしました。この変動要因は、中間純損失により利益剰余金が41百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 資金繰りについて

当社の運転資金については、現時点では十分な手元資金を保有しております。

また、当社は研究開発型の企業であることから、研究開発による企業の成長を加速するために、金融機関からの借入により手許流動性を充実させるほか、資本市場からのタイムリー且つ最適な条件を前提としたエクイティファイナンスによる資金調達も含め、あらゆる方法による十分な運転資金の確保を進めてまいります。

(6) 重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社では、販売促進、Supporter®性能改善及び生産設備の高度化等を目的として3,075千円の設備投資を実施しました。その主なものは次の通りであります。

なお、当中間会計期間において実施した重要な固定資産の除却及び売却はありません。

イ. 当中間会計期間に取得・完成した主要設備

- Supporter®量産用の検査治具等 3,075千円

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	-	-

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式が、中間会計期間末現在で585,000株、公表日の前月末現在で585,000株含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区分	中間会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	585,000	585,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	585,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。 ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}}{1\text{株当たり時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

（3）【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	3,806,000	-	907,300	-	857,300

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有 株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
VTONE株式会社	千葉県習志野市鷺沼台三丁目 6番地16	443,700	11.91
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION (常任代理人 リーディング証券株式会社 代表取締役社長 胡 楽天)	6F, 106 HO-PING EAST ROOD, SECTION 2 TAIPEI 106, TAIWAN, R. O. C	392,894	10.54
株式会社オptron	埼玉県鶴ヶ島市富士見6-1-1	280,000	7.51
合同会社 T C T S 0 5	東京都千代田区丸の内三丁目 1番 1号 東京共同会計事務所内	275,000	7.38
柿崎尚志	栃木県河内郡上三川町	270,000	7.25
樋口俊郎	東京都文京区	258,000	6.92
TEL Venture Capital Inc. (常任代理人 三田証券株式会社 代表取締役社長 門倉健仁)	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle, Delaware, USA	255,000	6.84
傅 寶萊	栃木県河内郡上三川町	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス 株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号	200,000	5.37
坂井易子	大阪府大阪市天王寺区	180,000	4.83
計	—	2,771,594	74.39

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権 (585,000株) 及び自己株式 (80,000株) を除く
株式総数に対する割合であります。なお、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 80,000	-	自己株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,725,900	37,259	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	3,806,000	-	-
総株主の議決権	-	37,259	-

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡上三川 町大字上蒲生字願成 寺2168-10	80,000	-	80,000	2.10
計	-	80,000	-	80,000	2.10

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	-	1,000	1,000	1,000	-	1,000
最低(円)	-	1,000	1,000	1,000	-	1,000

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年5月、6月、7月、9月の売買取引は、筑波精工株式会社役員持株会の買い付けによるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

中間会計期間につき省略しております。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。また、当社は、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、あかり監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	278,896	197,268
電子記録債権	-	3,135
売掛金	16,716	47,814
製品	5,046	10,314
仕掛品	6,100	5,447
原材料	7,157	8,314
貯蔵品	315	241
前払費用	2,057	3,168
未収入金	14,981	14,917
未収収益	12	75
未収還付消費税等	4,486	7,869
その他	1,465	894
貸倒引当金	△7,490	△7,458
流動資産合計	329,746	292,002
固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	3,190	2,935
投資その他の資産合計	3,190	2,935
固定資産合計	3,190	2,935
資産合計	332,937	294,938

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	7,782	4,917
買掛金	3,255	12,238
1年内返済予定の長期借入金	12,708	22,708
未払金	6,395	7,052
未払費用	4,787	4,467
未払法人税等	5,476	5,124
預り金	806	828
前受金	2,840	5,125
賞与引当金	5,145	4,845
製品保証引当金	1,806	1,536
流動負債合計	51,003	68,843
固定負債		
長期借入金	90,312	73,958
修繕引当金	4,648	6,289
固定負債合計	94,960	80,247
負債合計	145,964	149,091
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,300	907,300
資本剰余金		
資本準備金	857,300	857,300
資本剰余金合計	857,300	857,300
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△1,589,126	△1,630,252
利益剰余金合計	△1,573,626	△1,614,752
自己株式		
株主資本合計	186,973	145,847
純資産合計	186,973	145,847
負債純資産合計	332,937	294,938

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	114,704	121,289
売上原価		
製品期首棚卸高	3,430	5,046
当期製品製造原価	67,412	79,840
当期製品仕入高	951	—
合計	71,794	84,887
棚卸資産評価損	1,101	2,696
他勘定振替高	13,475	14,935
製品期末棚卸高	8,403	13,010
製品売上原価	51,015	59,637
売上総利益	63,688	61,651
販売費及び一般管理費	※ 89,730	※ 98,799
営業損失 (△)	△26,041	△37,147
営業外収益		
受取利息	28	264
貸倒引当金戻入益	—	32
雑収入	29	21
営業外収益合計	58	317
営業外費用		
支払利息	662	585
為替差損	1,718	417
雑損失	30	—
営業外費用合計	2,411	1,003
経常損失 (△)	△28,394	△37,832
特別損失		
固定資産除却損	1,398	—
減損損失	5,059	2,727
特別損失合計	6,458	2,727
税引前中間純損失 (△)	△34,852	△40,560
法人税、住民税及び事業税	637	565
法人税等合計	637	565
中間純損失 (△)	△35,490	△41,125

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△34,852	△40,560
減損損失	5,059	2,727
減価償却費	1,092	348
為替差損益 (△は益)	737	32
差入保証金償却額	255	255
固定資産除去損	1,398	-
受取利息	△28	△264
支払利息	662	585
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△921	△269
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,430	△31,948
棚卸資産の増減額 (△は増加)	4,884	△5,641
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,868	6,097
修繕引当金の増減額 (△は減少)	1,640	1,640
未収還付消費税等の増減額 (△は増加)	11,665	△3,382
未払金の増減額 (△は減少)	1,497	657
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,535	△229
その他の負債の増減額 (△は減少)	△2,802	△415
小計	△48,546	△70,367
利息の受取額	427	201
利息の支払額	△713	△581
法人税等の支払額	△1,172	△1,100
営業活動によるキャッシュ・フロー	△50,004	△71,848
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,550	△3,425
有形固定資産の売却による収入	12,920	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,369	△3,425
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△7,068	△6,354
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,068	△6,354
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△51,703	△81,627
現金及び現金同等物の期首残高	292,475	218,896
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 240,771	※ 137,268

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	18,672千円	21,738千円
給与手当	11,792	10,535
賞与引当金繰入額	1,000	1,419
支払手数料	18,299	17,110
外注費	14,271	15,892
減価償却費	891	332

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	300,771千円	197,268千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 60,000	△ 60,000
現金及び現金同等物	240,771	137,268

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

① 財又はサービスの種類別の内訳

(単位:千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チャック	23,604	91,099	-	114,704
顧客との契約から生じる収益	23,604	91,099	-	114,704

② 収益の認識時期別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	21,516	91,099	-	112,615
一定期間にわたり移転される財又はサービス	2,088	-	-	2,088
顧客との契約から生じる収益	23,604	91,099	-	114,704

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

① 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チャック	24,526	43,471	53,291	121,289
顧客との契約から生じる収益	24,526	43,471	53,291	121,289

② 収益の認識時期別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	24,526	43,471	53,291	121,289
一定期間にわたり移転される財又はサービス	-	-	-	-
顧客との契約から生じる収益	24,526	43,471	53,291	121,289

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、当中間会計期間において、5,059千円の減損損失を計上しております。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、当中間会計期間において、2,727千円の減損損失を計上しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり中間純損失は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純損失 (△)	△9円53銭	△11円04銭

(注) 1. 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後 1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり中間純損失 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失 (△) (千円)	△35,490	△41,125
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△35,490	△41,125
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,726,000	3,726,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1種類 (新株予約権の数 585,000個 (普通株式585,000株))。なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 1種類 (新株予約権の数 585,000個 (普通株式585,000株))。なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月25日

筑波精工株式会社
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 吉澤 誉彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 池上 政史
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、筑波精工株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行つた。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。